

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

米單施設調査報告

取扱注意

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

防衛施設庁作成の「沖縄における米軍施設の現状等に関する調査結果報告」に関するコメント

4.5.5.30
米北 / (吉川)

本件報告書(別添)に関するコメント、次のとおり。

1. 本件報告書を発表するに当たっては、米側の事前了解を取付けなければならないこと

を要する。

2. 内容について

(1) 第1項及び第5項において、一部不適当な字句、例として、「琉球の」等を

訂正すること。なお、第7項は(内)係法令の説明につき、二つ字の差支えをいふ

考慮。

(2) 第6項「軍用地借上げ等問題」

を、12月12日弁連報告(法律時報、1968年3月号)を参考として取

纏めたい旨に思ふが、政府機関の公式発表として相応しい表現が

多い。

特に、米側を非難する如き記述

がある外、沖縄住民の斗争に於ては、勝つてきたかの表現、また、職業

として、輸送料/石に取得したアメリカンが一律に

(の役割を過大にい) (修正)

表現がある。

従って、本項は大中に修正し、客観的事実の記述に止めたいことを要する。

各関係者
 各関係者
 各関係者
 各関係者

防衛施設庁
 報告書
 北米米林課
 北米米林課

防衛施設庁の米軍施設関係調査

報告書の取扱いについて

防衛施設庁 報告書 北米米林課 (防衛)

本件調査報告書(別添)について、防衛施設庁より、6月3日及び4日に、新聞発表が予定

3箇連絡越して11日、右に11日、下記の通り問題ありとの事、~~報告~~防衛施設庁に

単独に
 対し、(1)本件報告書は、政府管内の参考資料と見做すこととし、外部への公表は行方不明

こと、(2)防衛施設庁側と報道関係者との関係上、見直しと得た場合、~~理由~~

口頭で、本報の事実のみを説明すること、見直しと得た場合、事前には米側と外務省に

の件で、発表内容について、打合せの上で行うこと、2次を申し込めること、然るべし

参考資料

防衛施設庁関係者より

聴取したところによれば、同庁の報道対策は、統括部長の判断によること、大分理由に

上記申し込
 こと、事件は、SOFA TASK GROUPの維持管理の代表たる大分県庁長官より、~~防衛施設~~

直接行方不明の最も適当と見做す

記

~~本件調査~~

1. 米側との関係 (防衛施設庁の
 本件調査団 (防衛施設庁の現在計画中の常務

関係調査団も) 沖縄への地位協定適用準備のため、日本政府側の検討資料収集

針取

その目的は、(1)米側との関係、(2)米側も、本件調査団の調査に積極的に関与し、(3)経緯を明らかにし、資料提供等

従って、この種調査の結果を各都府
公表するに自体に問題あり、防衛施設

行側には、その姿勢及びその印象を米側、とくに
米軍関係者に与えることは、今後の
(とくに直接には6月中旬に予定されている米側の調査)
12月間の調査計画等に對する米側の協力態度
に悪影響を及ぼすおそれがあることである。

2. 日本政府印内の問題。
本件報告書の内容は、大蔵省の所管する

国庫有地の問題、法務省の調査調査と
進められている土地問題等と合致していること。

報告書に於いて、
これらの問題については取り扱っていないこと。
と、大蔵省、法務省と十分打合せを必要

とする。政府印内の資料として、防衛施設
のその関係と子と母ともなると取扱うべき

の2-面中、その土地問題については、本件報告
書の付録の形で外部に公表される

外部の状況、
場合には、政府の考案として受け取らざる
こととするべきであり、今後更に所産を

必要とする。

3. 内容上の問題
本件報告書の記述、とくに土地問題については

記述には、米側の吉川事務官の3月21日にもよる、
同年連報告と同様にその表現の致し方である

と、仮に、同年連の指摘が事実として
ならば、この場合は、政府の考案として

明らかになることは、今後の土地問題等、及び
その困難に於いて、容易に扱われるべきこと

本件報告書に於いて
らざる。よって、この種問題の取扱いは、既に述べた

上記2の条も、内閣府と十分協議を
行い、この外に公表すること

絶対に行わないこと。